

眼科用手術台一式 賃貸借業務（リース）（眼科）

仕様書

1. 総則

本仕様書は、眼科用手術台一式 賃貸借業務（リース）（眼科）について基本的な事項を示すものである。

2. 業務名

眼科用手術台一式 賃貸借業務（リース）（眼科）

3. 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

4. 賃貸借物件

賃貸借物件 別紙1参照

5. 履行場所

東千葉メディカルセンター

6. 調達先（代理店）

株式会社 FOURCUS（フォーカス）

Tel 03-5978-4351

担当者 江田 昌平

7. 一般条項

- 1) 受注者は、機器の納入期限を順守するとともに、納品にあたっては事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、担当者に速やかに連絡すること。
- 2) 機器を当センターに引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- 3) 受注者は機器引き渡しの際、下記の書類を提出すること。
 - ア 機器の構造、機能及び取扱いに関する取扱説明書（日本語）及び添付文書。
 - イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表（製造販売会社等が作成したもので代用可）。
- 4) 担当者の指示に従い、納品・組立・据付・調整を行うこと。

- 5) 新品・未開封の物品を納品すること。
- 6) リース物件検収完了証は、受託者の書式を使用すること。

8. 設置条件

1) 搬入・設置に関する要件

- ア 当センターが指定した場所に設置すること
- イ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線など工事費・調整費のすべての費用は受注者が負担すること。
- ウ 機器設置にかかる対応をはじめ、搬入・据付・配線等については、当センター担当者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 搬入・据付時に建物および物品に損傷が生じた場合、受注者が責任を持って現状復帰すること。
- オ 機器設置においては日常業務に支障のないように行うこと。
- カ 機器の搬入、据付、調整等は、受託者と調整の上、当センターが指定する日までに、当院が指定する場所で行うこととする。尚、受託者が自ら実施することが事実上できない業務（業法に抵触する業務も含む）については、物件の売主等に再委託することとし、その際の承認手続きは不要とする。

9. 動産総合保険

- 1) 賃貸借（リース）期間中、動産総合保険を付保すること。
- 2) 1) に係る費用は契約金額に含めるものとする。
- 3) 動産総合保険の付保範囲は、残賃借料を上限とする時価ベースの保険とする。
- 4) 動産総合保険の保険対象外となる、地震・津波・火山噴火・害虫・天災地変・その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、滅失・破損等の損害が発生した場合、当法人にて残賃借料を負担する。
- 5) 賃貸借物件は、故意または重大な過失による損害、物の欠陥、消耗、劣化、さび、かびによる損害を補償対象外とする。

10. 保守契約

- 1) 保守点検等にかかる保守契約は、当センターが別途加入するため、契約金額に含まないものとする。

11. 支払い方法等

- 1) 毎月均等払いとする。
- 2) 毎月の支払に端数が生じる場合、その端数は初回請求時に支払う。
- 3) 支払い方法は振込とし、その際の振込手数料は当センターの負担とする。

- 4) 支払いスケジュールは、当月使用料を翌月末まで支払うこととする。
- 5) リース開始は、令和8年4月1日とする。

12. 納品

- 1) 納入期限は令和8年4月1日とする。(納品スケジュールは、契約者等と別途協議)
- 2) 社会・経済情勢の悪化など受託者の責によらない不可抗力により納期等の遅延が発生した場合において、ペナルティを課さないこととし、リース開始日・納品等について別途協議とする。

13. その他要件

- 1) 契約書は、受注者が用意する様式を使用することとする。
- 2) 契約に関するスケジュールは、開札後1週間程度以内に契約締結とする。
- 3) リース物件検収後もしくは請求計画書を提出の際に、明細書(機器各々の本体価格、リース利率、税率等が記載されたもの)を提出すること。
- 4) 当センターの責により、契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、当センターが負担とする。
- 5) 契約終了後の取り扱いについて
契約期間終了時における当該賃貸借物件は、無償譲渡するものとし(所有権移転ファイナンス・リース取引)、固定資産に係る申告・納税は、物件の最終的所有者である当センターがその責任を負うものとする。尚、無償譲渡の取引に係る詳細や条件については、当該製造販売会社から何らかの指示等があった場合、当該製造業者と当センターにて別途協議とする。
- 6) この仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議して定める。